

## 京都大学吉田泉殿使用規則

平成27年4月28日  
基盤運営委員会決定

### (目的)

第1条 この規則は、京都大学吉田泉殿規程（平成27年4月28日基盤運営委員会決定）（以下「規程」という。）第17条に基づき、京都大学吉田泉殿の使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (使用申請、許可、変更)

第2条 規程第7条第1項及び第8条に定める申請は、別紙様式1（京都大学吉田泉殿使用申請書）を統括管理者に提出して、許可を受けなければならない。ただし、規程第5条第1項に規定する休館日及び第6条第1項に規定する使用時間外（以下「休館日等」という。様式2も同じ。）の使用は原則認めない。

2 前項ただし書きの規定にかかわらず、休館日等の使用目的が、本学又は当該部局の管理・運営上、特に必要とする事項で、他に利用可能な施設がないときに限り、かつ、規程第5条第2項及び第6条第2項に規定する統括管理者が特に必要と認めるときは、休館日等の使用を許可する。休館日等の使用に際しては、使用日の1カ月前までに別紙様式2（京都大学吉田泉殿休館日等使用申請書）を統括管理者に提出して、許可を受けなければならない。

3 統括管理者は、施設の使用等を許可した場合は、使用申請者に、その旨通知するものとする。通知は、メール、FAX又は電話により行う。

### (使用日数制限)

第3条 規程第4条の各施設の使用は、原則1日とするが、特に必要と認められた場合の連続して使用できる日数は5日までとする。

### (免責)

第4条 使用責任者の所有、占有又は支配にかかる設備、物品等につき、天災、地変等の不可抗力又は火災、盗難等の統括管理者の責に帰せざる理由による事故等による損害については、統括管理者は、その責めを負わない。

### (安全管理)

第5条 労働安全衛生管理に関することについては、関連する法令、条例、規則等の諸規定を遵守し、使用責任者の責任において確実に計画及び実施するものとする。

2 騒音、振動、水質汚濁、異臭等の環境問題が発生しないよう、使用責任者の責任において予防措置を講ずるものとし、問題が発生した場合は、使用責任者の責任において速やかに解決するものとする。

3 前項の問題が解決されない場合は、統括管理者は、規程第12条第1項第3号の規定により、施設の使用許可を取り消し、又は使用を中止させることかできる。

### (その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し、必要な事項は、統括管理者が定める。

### 附 則

この規則は、平成27年4月28日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

### 附 則 （平成28年1月26日 基盤運営委員会決定）

この規則は、平成28年2月1日から施行する。

### 附 則 （平成30年12月18日 基盤会議決定）

この規則は、平成30年12月18日から施行する。ただし、施行日までに許可されたものについては、改正後の規則により許可されたものとみなす。